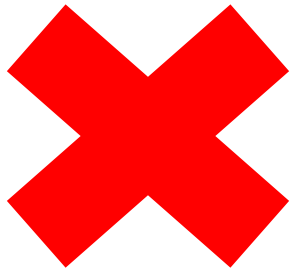


焼却行為による火災の発生にご注意ください！

長年にわたり火入れ、野焼き及びたき火等の焼却行為は全国的に火災発生原因の上位となっております。

枯草や廃棄物を焼却する野焼き行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で**原則禁止**されている行為です。

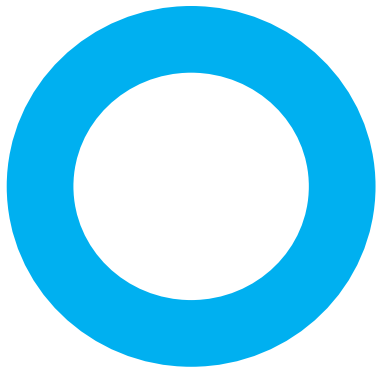


～例外として野外焼却行為が認められているもの～

農・林・漁業を営むうえで、やむを得ない場合

風俗習慣上の行事のための焼却(どんと祭等)

学校教育等(キャンプファイヤー・たき火)、その他一過性の軽微な焼却



これらの例外で認められた焼却行為を行う場合には、事前に「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為の届出」を消防機関に届出することが大船渡地区消防組合火災予防条例に定められています。

なお、この届出は焼却行為を行うことの許可ではありません。焼却行為の実施を事前に消防機関が把握することにより、誤報による消防車両の出動等混乱を招く事態を防止し、消防業務を円滑に遂行する上で必要な届出となっております。

例外で認められた焼却行為であっても、「著しい火炎の発生する焼却行為」や「強風・乾燥注意報等火災の発生しやすい気象状況」や「近隣住民から焼却行為に伴う苦情等」の通報があった場合は焼却行為の制限・中止等の指導を行う場合があります。

ゴミの焼却によって発生する火の粉や煙火等によって困っている方が増えています。火災のない住みよいまちづくりの為にも、できる限り焼却ではなく一般ごみとして市町村のごみ収集にて廃棄することをお勧めしております。



地域で一丸となって火災予防に努めましょう！

お問い合わせ	
大船渡消防署	27-2119
住田分署	46-2119
三陸分署	44-2119
綾里分遣所	42-2119

